

1 どきどきホール及び楽屋使用料

施設名称	利用区分			午前	午後	夜間	全日
				9:00～12：00	12:00～17：00	18:00～21：30	9:00～21:30
どきどきホール	催事	舞台及び全客席	平日	14,000円	23,000円	23,000円	54,000円
			土日休日	17,000円	28,000円	28,000円	65,000円
		舞台及び1階席	平日	11,000円	19,000円	19,000円	45,000円
			土日休日	14,000円	23,000円	23,000円	54,000円
	練習、準備及びリハーサル	舞台及び全客席	平日	10,000円	16,000円	16,000円	37,000円
			土日休日	11,000円	19,000円	19,000円	45,000円
		舞台及び1階席	平日	8,000円	13,000円	13,000円	30,000円
			土日休日	10,000円	16,000円	16,000円	37,000円
	舞台のみ			70,000円	11,000円	11,000円	27,000円
	楽屋 1	全面			600円	900円	900円
楽屋 2	全面			700円	1,000円	1,000円	2,500円
楽屋 3	全面			700円	1,000円	1,000円	2,500円

2 その他の施設の使用料

施設等の名称	利用区分	1 時間	全日
スタジオ 1	全面	900円	9,000円
スタジオ 2	全面	200円	
スタジオ 3	全面	200円	
ギャラリー	全面	600円	6,000円
	片面	300円	
多目的ルーム	全面	800円	8,000円
	片面	400円	
和室	全面	400円	4,000円
創作ルーム	全面	500円	5,000円
キッチンカウンター	一式	200円	2,000円

備考

- どきどきホール又は楽屋を午前と午後又は午後と夜間にわたって引き続き利用する場合の使用料は、中間時間の使用料は徴収しない。
- ギャラリーを展示目的のために6日以上連続して利用する場合又はキッチンカウンターを6日以上連続して利用する場合は、全日の基本使用料の額に100分の90を乗じて得た額
- 次に掲げる場合（営利又は宣伝を目的として利用する場合を除く。）の基本使用料は、当該基本使用料（前項の規定が適用される場合は、規定を適用した基本使用料）の額に100分の50を乗じて得た額
 - 利用権利者が小学校、中学校若しくは高等学校に在学する者又はこれらに準ずる者である場合
 - 利用権利者が障がいのある者である場合
 - 前2号に規定する者又は小学校就学の始期に達するまでの者を主たる対象として利用する場合
- 市外の者（蓮田市、春日部市、久喜市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町に在住する者又は蓮田市内に在勤する者以外）が利用する場合又は市外の者を主たる対象として利用する場合（前項各号に該当する場合を除く。）は、当該基本使用料の額に50%の額を加算
- 入場料その他これに類するもの（その額に2以上の区分がある場合は、その最高額の入場料）が、1人につき2,000円を超える場合は、当該基本使用料の額に50%の額を加算
- 営利又は宣伝を目的として利用する場合（どきどきホールを利用し、ロビー等において物品の販売等を行う場合を含む。）は、当該基本使用料の額に100%の額を加算
- 割増使用料の算出にあたり、それぞれの場合が重複するときは、当該割増使用料をそれぞれ加算
- あらかじめ許可を受けた利用時間を延長して利用した場合の1時間単位の使用料は、次の各号に掲げる施設等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に100分の120を乗じて得た額
 - どきどきホール又は楽屋は、当該許可を受けて利用する時間区分の基本使用料に割増使用料を加えた合計額を当該時間区分の利用時間（全日の時間区分にあっては、10時間）で除した額（100円未満の端数は切り上げた額）
 - 前号に掲げる施設以外の施設等は、1時間単位の基本使用料に割増使用料を加えた合計額
- 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。